

「茨城県立江戸崎総合高等学校実務者研修」学則

(設置目的)

第1条 「茨城県立江戸崎総合高等学校実務者研修」(以下「本校」という。)は、要介護高齢者及び障害者の自立支援に資するケアを実践する介護福祉士の養成をめざし、本校が実施する介護福祉士実務者研修(以下「本研修」という。)を通して、受講者の介護福祉士資格取得の支援をすることとし、もって地域包括ケアの推進に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本校の名称は、「茨城県立江戸崎総合高等学校実務者研修」という。

(位置)

第3条 本校は、茨城県稲敷市江戸崎甲476番地の2に置くものとする。

(修業年限)

第4条 本校の修業年限は、6ヶ月以上とする。

(入所定員及び学級数)

第5条 入所定員は、1学級の定員を40名、学級数は1学級とし、総定員は40名とする。

(養成課程及び履修方法)

第6条 養成課程の種類は昼間課程とし、履修方法については、別表1の通りとする。

(履修免除)

第7条 既に訪問介護員養成研修等の研修修了者については、「実務者研修における「他研修等の修了認定」の留意点について」(平成23年11月4日社援基発1104第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長)に基づき、別添1に定めるところにより履修を免除することができる。

(学年及び学期)

第8条 1養成課程を学年及び学期とする。

(休業日)

第9条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 県民の日を定める条例(昭和43年茨城県条例第3号)による県民の日
- (4) 創立記念日 11月14日
- (5) 学年始休業日 4月1日から4月5日まで
- (6) 夏季休業日 7月23日から8月31日まで
- (7) 学期末休業日 9月29日及び9月30日
- (8) 冬季休業日 12月24日から翌年1月7日まで
- (9) 学年末休業日 3月23日から3月31日まで
- (10) 前各号に定めるもののほか、教育長が指定した日又は校長が特に休業を必要と認め、教育長の承認を得た日

2 校長は、前項の規定にかかわらず、教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由があると認めるときは、前項第1号から第4号までの休業日に授業を行い、授業日を休業日に振り替えることができる。

3 校長は、第1項の規定にかかわらず、教育上必要があると認めるときは、同項第6号から第8号までの休業日の一部を授業日にすることができる。

4 校長は、第1項及び前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、第1項第5号から第9号までの休業日又は前項の規定による変更後の休業日の一部を授業日にすることができる。

5 校長は、教育上必要があると認めるときは、第1項第5号から第9号までの休業日の期間中に、生徒を出校させることができる。

(入所時期)

第10条 入所時期は、養成課程の開講日とする。

(入所資格)

第11条 入所資格は、茨城県立江戸崎総合高等学校に在籍する者であつて、既に介護職員初任者研修を修了した者とする。

(入所者の選考)

第12条 入所の選考は、受講申込書を受理した者の中から、前条の要件を満たすと認められるものにつき入所決定する。ただし、養成課程の定員に達した時点において申込受付は終了とする。

(入所手続)

第13条 入所手続は、本校が定める受講申込書に、履歴書、誓約書、本人であることを証明できる書類(免許証の写等)及び介護に関する研修(訪問介護員1級及び2級課程、介護職員初任者研修並びに介護職員基礎研修課程に限る。)を修了している場合は修了証明書の写しを添付して行うものとする。

(退学、休学及び復学)

第14条 退学しようとする者は、退学願を提出し、本校の許可を得るものとする。

2 受講者が疾病、就業先の業務の事情等止むを得ない理由により、別に定める期間を継続して修学することが困難になった場合は、その理由を明らかにした休学願を提出し、本校の許可を得るものとする。

3 前項により休学が認められていた者が、復学しようとするときは、復学願を提出し、本校の許可を得るものとする。

(学習の評価及び課程修了の認定)

第15条 養成施設指定規則別表第4の2及び「実務者研修における「他研修等の修了認定」について」(平成23年11月4日社援基発1104第1号厚生労働省・援護局社会福祉基盤課長)に基づき編成された別添1の各科目の出席時間数が養成施設指定規則に定める時間数の3分の2に満たない者及び医療的ケアの演習の所定回数を満たしていない者は、当該科目の履修の認定をしないものとする。

2 各科目の学習の評価は、修了試験をもって行い、下記による成績により採点する。成績評価は、A(90点以上)、B(80点から89点)、C(70点から79点)及びD(70点未満)の4段階とし、C以上を合格とする。不合格の場合は、追試を行う。追

試において70点以上を合格とする。

3 面接授業の場合において、授業開始から25分以上遅れた場合は欠席とする。また、やむを得ず欠席する場合は、欠席届を提出するものとする。欠席した場合は第17条に規定する補講を受講しなければならない。

4 本研修を修了した者には、実務者研修修了証明書を交付する。

(受講料)

第16条 受講料は、無料とする。ただし、テキスト代は、実費とする。

(補講)

第17条 面接授業を欠席した場合は、補講を受講することにより修了する。

(教職員の組織)

第18条 本校に、施設長、教務主任、専任教員、介護過程Ⅲ担当教員、医療的ケア担当教員及びその他必要な教職員をおく。

(賞罰)

第19条 受講者が次の各号に該当した場合は、懲戒、停学又は退学処分をすることができる。

- 一 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- 二 研修の秩序を乱し、受講生として本分に反した者

(その他の事項)

第20条 この学則に定めがない事項で必要があると認められるときは、校長が別にそれを定める。

(附則)

この学則は、平成28年 4月 1日から施行する。

入所者選抜の概要（学生等の受入の方針，受入方策等）

入所者募集の方法	茨城県立江戸崎総合高等学校在校生に対する募集案内及び説明会の実施
入所者の受入方針	入所志願者については、可能な限り入所を認めることとする。

修了に必要な科目及び免除科目

指定規則に定める科目	時間数	免除科目	本校時間数	履修方法
人間の尊厳と自立	5	免除		
社会の理解Ⅰ	5	免除		
社会の理解Ⅱ	30		30	面接授業
介護の基本Ⅰ	10	免除		
介護の基本Ⅱ	20		20	面接授業
コミュニケーション技術	20		20	面接授業
生活支援技術Ⅰ	20	免除		
生活支援技術Ⅱ	30	免除		
介護過程Ⅰ	20	免除		
介護過程Ⅱ	25		25	面接授業
介護過程Ⅲ	45		45	面接授業
発達と老化の理解Ⅰ	10		10	面接授業
発達と老化の理解Ⅱ	20		20	面接授業
認知症の理解Ⅰ	10	免除		
認知症の理解Ⅱ	20		20	面接授業
障害の理解Ⅰ	10	免除		
障害の理解Ⅱ	20		20	面接授業
こころとからだのしくみⅠ	20	免除		
こころとからだのしくみⅡ	60		60	面接授業
医療的ケア	50		50	面接授業
喀痰吸引及び経管栄養演習 ・ 喀痰吸引 (ア) 口腔・・・・・・・・・・ 5回以上 (イ) 鼻腔・・・・・・・・・・ 5回以上 (ウ) 気管カニューレ内部・・ 5回以上 ・ 経管栄養 (ア) 胃ろう又は腸ろう・ 5回以上 (イ) 経鼻経管栄養・・・・ 5回以上 ・ 緊急蘇生法演習・・・・ 1回以上	必要時間		10	演習・実習
合計	450		330	